

湖西市企業立地促進奨励金制度のご案内

R7.4.1 版



企業の立地を促進し、本市産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、市内に工場等を新設、増設又は移設しようとする企業を対象に、企業立地促進奨励金制度を設けています。

奨励金の内容

種類	奨励金の金額
用地取得奨励金	事業用地の購入に要した費用※1の額に以下の補助率を乗じた額（単年度） ・市長が指定する製造事業（静岡県が指定する成長分野の製造事業）、研究所 →ふじのくにフロンティア推進区域40%、通常区域30% ・その他の製造事業、物流関連事業、特定サービス事業 →ふじのくにフロンティア推進区域30%、通常区域20%
雇用奨励金	市内に住所を有する新規雇用者1人（パートタイマーは1/2人換算）※2につき100万円（単年度）
設置奨励金	新設・増設・移設に伴い新規に取得した事業用資産に係る固定資産税額相当額（3～5年間、上限1億円/年）

注意点

- 対象となる事業用地及び事業用資産は、平成30年7月1日以降に取得したものに限りです。
- 用途地域により対象とならない場合があります。
- 設備投資額により、複数回の奨励金の交付が受けられない場合があります。※7

◆交付基準

種類	設備投資額 (業務開始時までに契約が完了したもの)※3	用地取得奨励金と雇用奨励金を合算した交付限度額	設置奨励金の交付対象期間
用地取得奨励金	100億円未満	2億円	1～3年目の3年間
雇用奨励金	100億円以上300億円未満	3億円	1～4年目の4年間
設置奨励金	300億円以上	5億円	1～5年目の5年間

指定要件

対象業種	新事業所の従業員数		事業用地の取得面積	業務開始
	小規模企業者※4	左以外		
製造事業 ○製造業	要件なし	10人以上 ※5	1,000㎡以上	造成済の事業用地を取得した場合は取得後3年以内に、未造成の事業用地を取得した場合は取得後5年以内に業務を開始すること。
物流関連事業※6 ○道路貨物運送業 ○倉庫業、こん包業 ○各種卸売業	要件なし	10人以上 ※5	1,000㎡以上	
研究所 ○自然科学研究所 ○ソフトウェア業 特定サービス事業 ○情報処理サービス業 ○情報提供サービス業 ○デザイン・機械設計業	5人以上※5		業務に使用する床面積 200㎡以上	

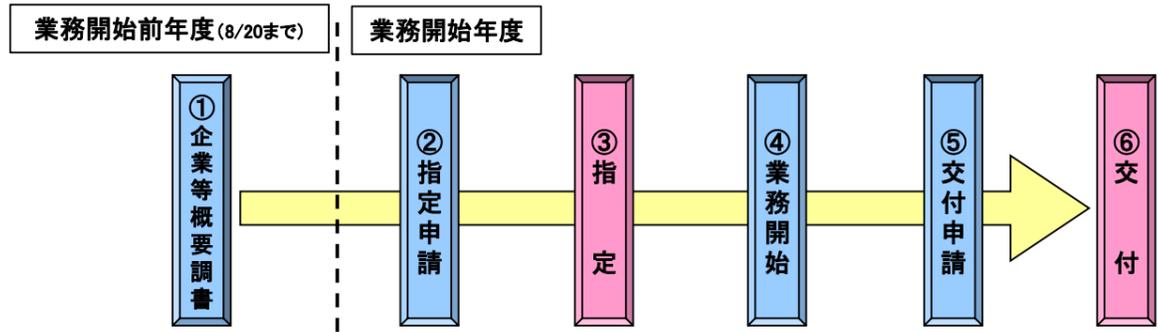
- ※1 ・造成工事費及び購入に伴う諸経費は含まない。
- ※2 ・新規雇用者：新設等に伴い、新たに雇用された雇用保険法に規定する一般被保険者で、新事業所での業務開始日に雇用されている者。親子会社等、関連会社からの雇用または派遣等は含まない。
・パートタイマー：1週間の所定労働時間が30時間未満の雇用保険法に規定する一般被保険者である者。
- ※3 ・設備投資額：用地取得費及び造成工事費は含まない。
・新事業所での業務を開始する日までに工事の請負契約又は売買契約が完了したものの取得費用の合計額
- ※4 ・中小企業基本法第2条に規定するもので、製造業では従業員20人以下の事業所をいう。
- ※5 ・雇用保険法に規定する一般被保険者で、業務を開始する日において雇用されている者をいう。
・新事業所で常時勤務する従業員が10人以上（研究所、特定サービス事業においては5人以上）いることをいう。
・すでに県内に事業所がある場合については、製造事業及び物流関連事業は①または②に該当すること。研究所及び特定サービス事業は①に該当すること。
①県内の全従業員の人数が、「業務を開始するときに1人以上増加している」こと。
※「業務を開始するときに1人以上増加している」とは、「操業開始日の属する月末の従業員数」と「用地を取得した日の属する月前1年間の各月の末日の従業員の数を合計して12で除した数」について、当該企業の県内全雇用保険一般被保険者数により比較し、前者が後者より1人以上増加していること。
②県内の全従業員の人数は維持かつ生産性の向上10%以上とすること。
※「生産性」とは、「物的労働生産性＝生産数量÷従業員数」または「価値労働生産性＝生産額÷従業員数」
・奨励金の対象となった新規雇用者を1年以上雇用することを原則とする。また、新規雇用者を含め、業務を開始する時の従業員数を、補助金の交付を受けた年度終了後3年間維持すること。
・パートタイマーは1/2人換算とする。
- ※6 ・物流関連事業にあつては、「湖西市企業立地促進条例」に定める設備を新たに有すること。
- ※7 ・指定要件に加え、製造事業及び物流関連事業は設備投資額5億円以上、研究所及び特定サービス事業は設備投資額1億円以上の場合に限る。

まずはじめに

- 新事業所等で事業を開始する前に、市の指定を受けていただくことが必要です。
- 指定を受けるには、新事業所での事業が、右表に示した指定要件のすべてを満たすことが必要です。

手続きの流れ

● 指定要件を満たすと思われる事業所につきましては、下記の手順に沿って申請手続きを行ってください。



① 企業等概要調書

予算確保のため、新事業所の業務を開始する前年度の8月20日までに企業等概要調書を提出してください。

② 指定申請 (申請者⇒市)

新事業所の業務を開始する60日前までに、市役所産業振興課へ指定申請してください。

③ 指定 (市⇒申請者)

市は、指定申請の内容が指定要件を備えていることを審査し、事業計画が妥当なものであると判断した場合、「指定通知書」により申請者に通知します。

④ 業務開始 (申請者⇒市)

新事業所での業務を開始した日から60日以内に、「事業実施書」に必要書類を添えて提出してください。

⑤ 交付申請 (申請者⇒市)

(1) 用地取得奨励金及び雇用奨励金は、「事業実施書」と共に「交付申請書」に必要書類を添えて提出してください。

(2) 設置奨励金は、新事業所での業務開始後に固定資産税が初めて課税された年度の翌年度から「交付申請書」に必要書類を添えて提出してください。

※交付対象期間内の毎年度申請が必要です。

⑥ 交付 (市⇒申請者)

市は、交付申請の内容について審査し、適当と認めるときは奨励金を交付します。

「指定申請」に必要な書類

- 指定申請書(様式第1号)
- 企業等概要調書(様式第2号)
- 事業計画書(様式第3号)
- 法人に係る登記事項証明書及び印鑑証明書
- 定款又は規約
- 直近の市税の滞納がないことを証する書類
- 新事業所の土地に係る登記事項証明書
- 土地売買契約書及び建物の取得に係る工事請負契約書の写し
- 雇用者数一覧表及び補助対象従業員名簿(静岡県様式)
- 公共職業安定所の事業所台帳異動状況照会の写し(用地取得日前1年間 ※申請日から3年間しか遡れないため注意が必要です。)
- 事業計画を証する図面(位置図、公図写、工場配置図、立面図等)
- その他市長が必要と認める書類

「業務開始後60日以内に提出」が必要な書類

- 事業実施書(様式第3号)
- 新設等のため新たに取得した固定資産を証する契約書の写し
- 償却資産種類別明細書の写し
- 雇用者数一覧表及び補助対象従業員名簿(業務開始月末の実績)
- 公共職業安定所の事業所台帳異動状況照会及び雇用保険被保険者台帳の写し(業務開始月の翌月に取得したもの)
- 新事業所の土地に係る登記事項証明書(業務開始日以降に取得したもの)
- その他市長が必要と認める書類

「用地取得奨励金の申請」に必要な書類

- 企業立地促進奨励金交付申請書(様式第8号)
- 新事業所の土地に係る登記事項証明書(業務開始日以降に取得したもの)
- 新設等のため新たに取得した固定資産を証する契約書の写し<重複>
- 用地取得に係る支払証拠書類(請求書・領収書・振込依頼書等)
- その他市長が必要と認める書類

「雇用奨励金の申請」に必要な書類

- 企業立地促進奨励金交付申請書(様式第8号)
- 雇用者数一覧表及び補助対象従業員名簿(業務開始月末の実績)<重複>
- 公共職業安定所の事業所台帳異動状況照会及び雇用保険被保険者台帳の写し(業務開始月の翌月に取得したもの)<重複>
- その他市長が必要と認める書類

「設置奨励金の申請」に必要な書類

- 企業立地促進奨励金交付申請書(様式第8号)
- 前年度分の課税資産明細書の写し
- 前年度分の償却資産種類別明細書の写し
- 直近の市税の滞納がないことを証する書類
- その他市長が必要と認める書類

【 お問い合わせ先 】

湖西市役所 産業振興課モノづくり推進室
(湖西地域職業訓練センター内)
〒431-0441 静岡県湖西市吉美2918-1
TEL: 053-576-0018
MAIL: mono@city.kosai.lg.jp

※各種様式(様式第〇号)は、湖西市ウェブサイトからダウンロードできます。

